


介護報酬の算定構造

介護サービス

:平成30年4月改定箇所

指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
 - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
 - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
 - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
 - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス
- 4 介護医療院サービス

指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	特定事業所加算	特定事業所加算	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算
イ 身体介護	(1) 20分未満 (16.5単位)	所要時間が20分から起算して25分を增すごとに+4.5単位(1.83単位を限度)	×70/100	×200/100	夜間又は早朝の場合+25/100 深夜の場合+50/100	特定事業所加算 () +20/100	特定事業所加算 () +10/100	特別地域訪問介護加算 () +15/100	中山間地域等における小規模事業所加算 () +10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 () +5/100	緊急時訪問介護加算 () +100単位	
	(2) 20分以上30分未満 (24.8単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (39.4単位)											
	(4) 1時間以上 (57.3単位に30分を增すごとに+8.3単位)											
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (18.1単位)	×70/100	×200/100	夜間又は早朝の場合+25/100 深夜の場合+50/100	特定事業所加算 () +20/100	特定事業所加算 () +10/100	特別地域訪問介護加算 () +15/100	中山間地域等における小規模事業所加算 () +10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 () +5/100	緊急時訪問介護加算 () +100単位		
	(2) 45分以上 (27.3単位)											
ハ 通院等乗降介助 (1回につき 9.8単位)												

二 初回加算 (1月につき +200単位)

ホ 生活機能向上連携加算
 (1) 生活機能向上連携加算(イ) (1月につき +1.0単位)
 (2) 生活機能向上連携加算(ロ) (1月につき +2.0単位)

ハ 介護職員処遇改善加算	注
(1) 介護職員処遇改善加算(イ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
(2) 介護職員処遇改善加算(ロ) (1月につき +所定単位×100/1000)	
(3) 介護職員処遇改善加算(ハ) (1月につき +所定単位×55/1000)	
(4) 介護職員処遇改善加算(ニ) (1月につき (3)の90/100)	
(5) 介護職員処遇改善加算(ホ) (1月につき (3)の80/100)	

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、及び」介護職員処遇改善加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目

緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注	注	注	注	注
		介護職員3人が行った場合	全身入浴が困難で、湯拭又は部分入浴を実施した場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,25.0単位)		×95/100	×70/100	×11/11	+15/100	+10/100

ロ サービス提供体制強化加算
 (1) サービス提供体制強化加算(イ) (1回につき +3.6単位)
 (2) サービス提供体制強化加算(ロ) (1回につき +2.4単位)

ハ 介護職員処遇改善加算	注
(1) 介護職員処遇改善加算(イ) (1月につき +所定単位×58/1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計
(2) 介護職員処遇改善加算(ロ) (1月につき +所定単位×42/1000)	
(3) 介護職員処遇改善加算(ハ) (1月につき +所定単位×23/1000)	
(4) 介護職員処遇改善加算(ニ) (1月につき (3)の90/100)	
(5) 介護職員処遇改善加算(ホ) (1月につき (3)の80/100)	

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算、及び」介護職員処遇改善加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】
 1. 単位数算定記号の説明
 + 単位 所定単位数 + 単位
 - 単位 所定単位数 - 単位
 × /100 所定単位数 × /100
 + /100 所定単位数 + 所定単位数 × /100

3 訪問看護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
	准看護師の場合	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	指名訪問加算(1)	指名訪問加算(2)	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の者の場合	「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(1)	特別管理加算	ターミナルケア加算	医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算(1日につき)	
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (2.1.1.1単位)	×90/100			+300単位		「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」×30/100				1月につき +313単位				
	(2) 30分未満 (2.6.2単位)														
	(3) 30分以上1時間未満 (3.1.1単位)														
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1.11.3単位)														
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (2.8.1単位) 1日に2回を超えて実施する場合は30/100														
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (2.6.2単位)	×90/100		夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	+300単位		「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」×30/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +313単位	1月につき (1)の場合 +500単位 (2)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位		
	(2) 30分未満 (2.6.2単位)														
	(3) 30分以上1時間未満 (3.6.3単位)														
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (3.3.1単位)														
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,935単位)	准看護師による訪問が1回でもある場合 ×90/100				+800単位					1月につき 訪問看護ステーションの場合 +313単位 病院又は診療所の場合 +313単位			-97単位		
ニ 初回加算 (1月につき +300単位)															
ホ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)															
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)															
看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(1) (1月につき +400単位) (2) 看護体制強化加算(2) (1月につき +300単位)														
サービス提供体制強化加算	イ及びロを算定する場合 (1回につき 50単位を加算) ハを算定する場合 (1月につき 50単位を加算)														

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注				注				
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 280単位	<p>事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合</p> <p>特別地域におけるサービス強化加算</p> <p>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</p>	<p>特別地域等におけるサービス強化加算</p>	<p>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</p>	<p>短期集中リハビリテーション実施加算</p>	「ハ」リハビリテーションメニュー(1)	「ハ」リハビリテーションメニュー(2)	「ハ」リハビリテーションメニュー(3)	「ハ」リハビリテーションメニュー(4)	<p>事業所の医師がリハビリテーション科の主任に専任業務を行っていない場合</p>				
	介護老人保健施設の場合						<p>事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合</p> <p>特別地域等におけるサービス強化加算</p> <p>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</p>	<p>特別地域等におけるサービス強化加算</p>	<p>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</p>	<p>短期集中リハビリテーション実施加算</p>		<p>「ハ」リハビリテーションメニュー(1)</p>	<p>「ハ」リハビリテーションメニュー(2)</p>	<p>「ハ」リハビリテーションメニュー(3)</p>	<p>「ハ」リハビリテーションメニュー(4)</p>
	介護医療院の場合						<p>事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合</p> <p>特別地域等におけるサービス強化加算</p> <p>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</p>	<p>特別地域等におけるサービス強化加算</p>	<p>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</p>	<p>短期集中リハビリテーション実施加算</p>		<p>「ハ」リハビリテーションメニュー(1)</p>	<p>「ハ」リハビリテーションメニュー(2)</p>	<p>「ハ」リハビリテーションメニュー(3)</p>	<p>「ハ」リハビリテーションメニュー(4)</p>

ロ 社会参加支援加算 (1日につき 17単位を加算)

ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)

注：事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合、「特別地域等におけるサービス強化加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注	
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費() (1)(2)以外	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (507単位)	<p>特別地域等におけるサービス強化加算</p>	<p>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</p>	<p>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</p>	
		(二) 単一建物居住者2人以上4人 以下に対して行う場合 (483単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (442単位)				
(2) 居宅療養管理指導費() (在宅時緊急対応管理料 又は特定施設入居時等 医学総合管理料を算定 する場合)	(1) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (294単位)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (294単位)	<p>特別地域等におけるサービス強化加算</p>	<p>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</p>	<p>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</p>	
						(二) 単一建物居住者2人以上4人 以下に対して行う場合 (284単位)
						(三) (一)及び(二)以外の場合 (260単位)
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位)	(2) 単一建物居住者2人以上4人以下に対して行う場合 (483単位)	(三) (一)及び(二)以外の場合 (442単位)			
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (558単位)	<p>特別地域等におけるサービス強化加算</p>	<p>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</p>	<p>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</p>	
		(二) 単一建物居住者2人以上4人 以下に対して行う場合 (414単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (378単位)				
(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (507単位)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (507単位)	<p>特別地域等におけるサービス強化加算</p>	<p>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</p>	<p>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</p>	
						(二) 単一建物居住者2人以上4人 以下に対して行う場合 (376単位)
						(三) (一)及び(二)以外の場合 (344単位)
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (537単位)	(2) 単一建物居住者2人以上4人以下に対して行う場合 (483単位)	(三) (一)及び(二)以外の場合 (442単位)			
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (355単位)	(2) 単一建物居住者2人以上4人以下に対して行う場合 (323単位)	(三) (一)及び(二)以外の場合 (295単位)			
ヘ 保健師、看護師が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (402単位)	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (382単位)			注 看護師が行う場合 ×90/100	

ハ(2)(一)(二)(三)については、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。
ヘ(1)(2)については、平成30年4月1日から平成30年3月31日までの期間、算定できるものとする。

9 短期入所療養介護費
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																																
			夜勤を行う職員の勤務数、休日等による場合	利用者の数及び入所者の付帯事業実施する場合	医師、看護職員、介護職員等の合計数が入所定員を超える場合	採択のユニットリーダーをユニット毎に配置し、作業療法士、作業療法士、作業療法士、作業療法士が未整備である場合	認知症ケア加算	認知症ケア加算	認知症ケア加算	認知症ケア加算	認知症ケア加算	認知症ケア加算	認知症ケア加算	認知症ケア加算	認知症ケア加算																																
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 ()	a) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <従来型個室> [基本型]	要介護1 (723 単位) 要介護2 (729 単位) 要介護3 (856 単位) 要介護4 (911 単位) 要介護5 (966 単位)	×97/100	×70/100	×70/100										1日につき +120単位 (要介護+5に 異なる)																															
		b) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <従来型個室> [在宅強化型]	要介護1 (723 単位) 要介護2 (836 単位) 要介護3 (957 単位) 要介護4 (983 単位) 要介護5 (1,038 単位)																																												
		c) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <多床室> [基本型]	要介護1 (729 単位) 要介護2 (836 単位) 要介護3 (956 単位) 要介護4 (986 単位) 要介護5 (1,041 単位)																																												
		d) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <多床室> [在宅強化型]	要介護1 (729 単位) 要介護2 (843 単位) 要介護3 (964 単位) 要介護4 (994 単位) 要介護5 (1,047 単位)																																												
	二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <常勤型看護職員を配置>	a) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <従来型個室> [療養型]	要介護1 (859 単位) 要介護2 (972 単位) 要介護3 (1,048 単位) 要介護4 (1,122 単位) 要介護5 (1,196 単位)														+240単位																														
		b) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <多床室> [療養型]	要介護1 (855 単位) 要介護2 (937 単位) 要介護3 (1,051 単位) 要介護4 (1,126 単位) 要介護5 (1,200 単位)																																												
		c) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <従来型個室> [療養型]	要介護1 (855 単位) 要介護2 (853 単位) 要介護3 (946 単位) 要介護4 (1,021 単位) 要介護5 (1,095 単位)																																												
		d) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <多床室> [療養型]	要介護1 (855 単位) 要介護2 (931 単位) 要介護3 (1,024 単位) 要介護4 (1,098 単位) 要介護5 (1,173 単位)																																												
	三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <常勤型看護職員を配置>	a) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <従来型個室> [療養型]	要介護1 (855 単位) 要介護2 (931 単位) 要介護3 (1,024 単位) 要介護4 (1,098 単位) 要介護5 (1,173 単位)																												+240単位																
		b) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <多床室> [療養型]	要介護1 (855 単位) 要介護2 (931 単位) 要介護3 (1,024 単位) 要介護4 (1,098 単位) 要介護5 (1,173 単位)																																												
		c) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <従来型個室> [基本型]	要介護1 (723 単位) 要介護2 (729 単位) 要介護3 (856 単位) 要介護4 (911 単位) 要介護5 (966 単位)																																												
		d) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <多床室> [基本型]	要介護1 (723 単位) 要介護2 (836 単位) 要介護3 (957 単位) 要介護4 (983 単位) 要介護5 (1,038 単位)																																												
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 ()	a) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <ユニット型個室> [基本型]	要介護1 (832 単位) 要介護2 (894 単位) 要介護3 (956 単位) 要介護4 (982 単位) 要介護5 (1,043 単位)	×97/100	×70/100	×70/100																																							1日につき +120単位 (要介護+5に 異なる)		
		b) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <ユニット型個室> [在宅強化型]	要介護1 (832 単位) 要介護2 (954 単位) 要介護3 (1,075 単位) 要介護4 (1,069 単位) 要介護5 (1,124 単位)																																												
		c) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室> [基本型]	要介護1 (836 単位) 要介護2 (837 単位) 要介護3 (838 単位) 要介護4 (839 単位) 要介護5 (1,034 単位)																																												
		d) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室> [在宅強化型]	要介護1 (836 単位) 要介護2 (951 単位) 要介護3 (1,073 単位) 要介護4 (1,068 単位) 要介護5 (1,123 単位)																																												
	二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <常勤型看護職員を配置>	a) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <ユニット型個室> [療養型]	要介護1 (1,021 単位) 要介護2 (1,134 単位) 要介護3 (1,210 単位) 要介護4 (1,284 単位) 要介護5 (1,358 単位)														+240単位																													1日につき +120単位 (要介護+5に 異なる)	
		b) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室> [療養型]	要介護1 (1,021 単位) 要介護2 (1,134 単位) 要介護3 (1,210 単位) 要介護4 (1,284 単位) 要介護5 (1,358 単位)																																												
		c) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室> [基本型]	要介護1 (840 単位) 要介護2 (1,015 単位) 要介護3 (1,108 単位) 要介護4 (1,183 単位) 要介護5 (1,257 単位)																																												
		d) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室> [在宅強化型]	要介護1 (840 単位) 要介護2 (1,015 単位) 要介護3 (1,108 単位) 要介護4 (1,183 単位) 要介護5 (1,257 単位)																																												
	三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <常勤型看護職員を配置>	a) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <ユニット型個室> [療養型]	要介護1 (840 単位) 要介護2 (1,015 単位) 要介護3 (1,108 単位) 要介護4 (1,183 単位) 要介護5 (1,257 単位)																												+240単位																
		b) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室> [療養型]	要介護1 (840 単位) 要介護2 (1,015 単位) 要介護3 (1,108 単位) 要介護4 (1,183 単位) 要介護5 (1,257 単位)																																												
		c) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室> [基本型]	要介護1 (816 単位) 要介護2 (821 単位) 要介護3 (826 単位) 要介護4 (831 単位) 要介護5 (1,026 単位)																																												
		d) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室> [在宅強化型]	要介護1 (816 単位) 要介護2 (931 単位) 要介護3 (1,053 単位) 要介護4 (1,048 単位) 要介護5 (1,103 単位)																																												
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	一) 3時間以上4時間未満	(654 単位)	+240単位																																												
	二) 4時間以上5時間未満	(905 単位)																																													
	三) 5時間以上6時間未満	(1,257 単位)																																													

注 特別療養費	一) 療養費特別加算 ()	(1日につき 27 単位を加算)
注 療養体制維持特別加算	二) 療養体制維持特別加算 ()	(1日につき 57 単位を加算)
4) 療養費加算	一) 療養費加算 ()	(1日につき 1 単位を加算) (国に請求)
5) 認知症専門ケア加算	一) 認知症専門ケア加算 ()	(1日につき 1 単位を加算)
	二) 認知症専門ケア加算 ()	(1日につき 4 単位を加算)
6) 緊急時施設療養費	一) 緊急時施設療養費 ()	療養費定率以外の場合は (1月に10日未満に1日につき11 単位を算定、療養費定率の場合は (1月に10日未満に1日につき11 単位を算定)
	二) 特定治療 ()	(1月に10日未満に1日につき11 単位を算定)
7) サービス提供体制強化加算	一) サービス提供体制強化加算 ()イ	(1日につき 18 単位を加算)
	二) サービス提供体制強化加算 ()ロ	(1日につき 12 単位を加算)
	三) サービス提供体制強化加算 ()ハ	(1日につき 6 単位を加算)
	四) サービス提供体制強化加算 ()ニ	(1日につき 6 単位を加算)
8) 介護職員処遇改善加算	一) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき + 所定単位 × 39 / 1000)
	二) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき + 所定単位 × 29 / 1000)
	三) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき + 所定単位 × 16 / 1000)
	四) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき + (三)の0.9 / 100)
	五) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき + (三)の0.8 / 100)

所定単位は、(1)から(5)までにより算定した単位数の合計

* 特別療養費、緊急時施設療養費、サービス提供体制強化加算、及び介護職員処遇改善加算は、支給限度管理の対象外の算定項目

八 診療所における短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注											
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	運営を有しない施設	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合										
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	一) 診療所短期入所療養介護費 ()	a 診療所短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要介護1 (673 単位) 要介護2 (722 単位) 要介護3 (770 単位) 要介護4 (818 単位) 要介護5 (867 単位)	× 70 / 100	診療所設備基準 減算 - 60 単位	- 25 単位		+ 200 単位 (7日間を限度)	+ 90 単位 (7日間を限度)	+ 120 単位	片道につき + 184 単位										
		b 診療所短期入所療養介護費 () <療養機能強化型 A> <従来型個室>	要介護1 (700 単位) 要介護2 (752 単位) 要介護3 (802 単位) 要介護4 (852 単位) 要介護5 (903 単位)																		
		c 診療所短期入所療養介護費 () <療養機能強化型 B> <従来型個室>	要介護1 (691 単位) 要介護2 (741 単位) 要介護3 (791 単位) 要介護4 (840 単位) 要介護5 (890 単位)																		
		d 診療所短期入所療養介護費 () <多床室>	要介護1 (777 単位) 要介護2 (825 単位) 要介護3 (875 単位) 要介護4 (922 単位) 要介護5 (971 単位)																		
		e 診療所短期入所療養介護費 () <療養機能強化型 A> <多床室>	要介護1 (809 単位) 要介護2 (860 単位) 要介護3 (911 単位) 要介護4 (961 単位) 要介護5 (1,012 単位)																		
		f 診療所短期入所療養介護費 () <療養機能強化型 B> <多床室>	要介護1 (798 単位) 要介護2 (848 単位) 要介護3 (898 単位) 要介護4 (947 単位) 要介護5 (998 単位)																		
	二) 診療所短期入所療養介護費 ()	a 診療所短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要介護1 (596 単位) 要介護2 (640 単位) 要介護3 (683 単位) 要介護4 (728 単位) 要介護5 (771 単位)																		
		b 診療所短期入所療養介護費 () <多床室>	要介護1 (702 単位) 要介護2 (745 単位) 要介護3 (789 単位) 要介護4 (832 単位) 要介護5 (876 単位)																		
	(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	一) ユニット型診療所短期入所療養介護費 () <ユニット型個室>	要介護1 (798 単位) 要介護2 (847 単位) 要介護3 (895 単位) 要介護4 (943 単位) 要介護5 (992 単位)									× 97 / 100									
		二) ユニット型診療所短期入所療養介護費 () <療養機能強化型 A> <ユニット型個室>	要介護1 (825 単位) 要介護2 (877 単位) 要介護3 (927 単位) 要介護4 (977 単位) 要介護5 (1,028 単位)																		
		三) ユニット型診療所短期入所療養介護費 () <療養機能強化型 B> <ユニット型個室>	要介護1 (816 単位) 要介護2 (866 単位) 要介護3 (916 単位) 要介護4 (965 単位) 要介護5 (1,015 単位)																		
		四) ユニット型診療所短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (798 単位) 要介護2 (847 単位) 要介護3 (895 単位) 要介護4 (943 単位) 要介護5 (992 単位)																		
		五) ユニット型診療所短期入所療養介護費 () <療養機能強化型 A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (825 単位) 要介護2 (877 単位) 要介護3 (927 単位) 要介護4 (977 単位) 要介護5 (1,028 単位)																		
		六) ユニット型診療所短期入所療養介護費 () <療養機能強化型 B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (816 単位) 要介護2 (866 単位) 要介護3 (916 単位) 要介護4 (965 単位) 要介護5 (1,015 単位)																		
(3) 特定診療所短期入所療養介護費		一) 3時間以上4時間未満	(654 単位)																		
		二) 4時間以上6時間未満	(905 単位)																		
		三) 6時間以上8時間未満	(1,257 単位)																		
(4) 療養食加算		(1回につき 8 単位を加算(1日に3回を限度))																			
(5) 認知症専門ケア加算		一) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 3 単位を加算)																			
		二) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 4 単位を加算)																			
(6) 特定診療費																					
(7) サービス提供体制強化加算	一) サービス提供体制強化加算(イ) () (1日につき 18 単位を加算)																				
	二) サービス提供体制強化加算(ロ) () (1日につき 12 単位を加算)																				
	三) サービス提供体制強化加算(ハ) () (1日につき 6 単位を加算)																				
	四) サービス提供体制強化加算(ニ) () (1日につき 6 単位を加算)																				
(8) 介護職員処遇改善加算	一) 介護職員処遇改善加算(イ) () (1月につき + 所定単位 × 26 / 1000)																				
	二) 介護職員処遇改善加算(ロ) () (1月につき + 所定単位 × 19 / 1000)																				
	三) 介護職員処遇改善加算(ハ) () (1月につき + 所定単位 × 10 / 1000)																				
	四) 介護職員処遇改善加算(ニ) () (1月につき + (三)の90 / 100)																				
	五) 介護職員処遇改善加算(ホ) () (1月につき + (三)の80 / 100)																				
注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計																					
：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目																					

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分				注				注	注	注	
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費 () 看護<3.1>介護<6.1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要介護1 (1,017 単位) 要介護2 (1,081 単位) 要介護3 (1,145 単位) 要介護4 (1,209 単位) 要介護5 (1,273 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100	× 90 / 100				
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <多床室>	要介護1 (1,122 単位) 要介護2 (1,187 単位) 要介護3 (1,250 単位) 要介護4 (1,315 単位) 要介護5 (1,379 単位)							
		(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費 () 看護<4.1>介護<4.1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要介護1 (1,029 単位) 要介護2 (1,097 単位) 要介護3 (1,164 単位) 要介護4 (1,230 単位) 要介護5 (1,296 単位)							
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <多床室>	要介護1 (1,135 単位) 要介護2 (1,201 単位) 要介護3 (1,270 単位) 要介護4 (1,336 単位) 要介護5 (1,402 単位)							
		(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費 () 看護<4.1>介護<5.1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要介護1 (1,000 単位) 要介護2 (1,066 単位) 要介護3 (1,130 単位) 要介護4 (1,195 単位) 要介護5 (1,260 単位)							
	b 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <多床室>		要介護1 (1,040 単位) 要介護2 (1,108 単位) 要介護3 (1,171 単位) 要介護4 (1,236 単位) 要介護5 (1,300 単位)								
	一般病棟	(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費 () 看護<4.1>介護<6.1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要介護1 (919 単位) 要介護2 (985 単位) 要介護3 (1,047 単位) 要介護4 (1,111 単位) 要介護5 (1,175 単位)	× 70 / 100						- 12 単位
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <多床室>	要介護1 (1,024 単位) 要介護2 (1,089 単位) 要介護3 (1,152 単位) 要介護4 (1,217 単位) 要介護5 (1,280 単位)							
		(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費 () 経過措置型	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要介護1 (860 単位) 要介護2 (924 単位) 要介護3 (988 単位) 要介護4 (1,052 単位) 要介護5 (1,116 単位)							
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <多床室>	要介護1 (966 単位) 要介護2 (1,029 単位) 要介護3 (1,094 単位) 要介護4 (1,158 単位) 要介護5 (1,221 単位)							
				要介護1 (830 単位) 要介護2 (895 単位) 要介護3 (959 単位) 要介護4 (1,023 単位) 要介護5 (1,087 単位)							
	(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要介護1 (873 単位) 要介護2 (936 単位) 要介護3 (1,000 単位) 要介護4 (1,064 単位) 要介護5 (1,128 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100	× 90 / 100					
		(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 () <多床室>	要介護1 (1,143 単位) 要介護2 (1,207 単位) 要介護3 (1,271 単位) 要介護4 (1,335 単位) 要介護5 (1,399 単位)								
	(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 ()	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 () <ユニット型個室>	要介護1 (1,143 単位) 要介護2 (1,207 単位) 要介護3 (1,271 単位) 要介護4 (1,335 単位) 要介護5 (1,399 単位)	× 97 / 100					
				b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (1,143 単位) 要介護2 (1,207 単位) 要介護3 (1,271 単位) 要介護4 (1,335 単位) 要介護5 (1,399 単位)						
(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 ()			a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 () <ユニット型個室>	要介護1 (1,088 単位) 要介護2 (1,155 単位) 要介護3 (1,223 単位) 要介護4 (1,290 単位) 要介護5 (1,356 単位)							
b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室>		要介護1 (1,088 単位) 要介護2 (1,155 単位) 要介護3 (1,223 単位) 要介護4 (1,290 単位) 要介護5 (1,356 単位)									
一般病棟		(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 ()	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 () <ユニット型個室>	要介護1 (1,088 単位) 要介護2 (1,155 単位) 要介護3 (1,223 単位) 要介護4 (1,290 単位) 要介護5 (1,356 単位)							
			b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (1,088 単位) 要介護2 (1,155 単位) 要介護3 (1,223 単位) 要介護4 (1,290 単位) 要介護5 (1,356 単位)							
			要介護1 (1,088 単位) 要介護2 (1,155 単位) 要介護3 (1,223 単位) 要介護4 (1,290 単位) 要介護5 (1,356 単位)								
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(654 単位)									
	(二) 4時間以上6時間未満	(905 単位)									
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,257 単位)									
(5) 療養費加算 (1回につき 2 単位を加算、1日に3回を限度)											
(6) 特定診療費											
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 ()イ (1日につき 18 単位を加算)										
	(二) サービス提供体制強化加算 ()ロ (1日につき 12 単位を加算)										
	(三) サービス提供体制強化加算 ()ハ (1日につき 6 単位を加算)										
	(四) サービス提供体制強化加算 ()ニ (1日につき 6 単位を加算)										
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 26 / 1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計									
	(二) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 19 / 1000)										
	(三) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 10 / 1000)										
	(四) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + (三)の90 / 100)										
	(五) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + (三)の80 / 100)										

注 特定診療費、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
	看護・介護職員の数が必要に満たない場合	介護職員の賃金が基準に満たない場合	身体拘束の発生を抑制する措置	入居費給付の発生	身体拘束防止措置の発生	個別機能訓練の発生	夜間看護体制の発生	身体拘束防止措置の発生	医療機能確保の発生	介護者支援の発生	障害者等支援の発生	委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合	
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (534 単位) 要介護2 (509 単位) 要介護3 (466 単位) 要介護4 (232 単位) 要介護5 (200 単位)	×70 / 100	1日につき +534単位	1日につき +36単位	1日につき +200単位	1日につき +12単位	1日につき +10単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1日につき +30単位	1日につき +10単位		
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 82単位)		×70 / 100										訪問介護 身体介護 所要時間15分未満の場合 95単位 所要時間15分以上30分未満の場合 191単位 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 260単位 所要時間30分未満から計算して所要時間が15分増すごとに86単位を加算した単位数 所要時間1時間30分以上の場合 567単位に所要時間1時間30分未満から計算して所要時間が15分増すごとに36単位を加算した単位数 生活援助 所要時間15分未満の場合 48単位 所要時間15分以上1時間未満の場合 95単位に所要時間15分未満から計算して所要時間が15分増すごとに48単位を加算した単位数 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 217単位 所要時間1時間15分以上の場合 260単位 通院等乗降介助 1回につき 86単位 他の訪問サービス及び通所サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90 / 100 福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ただし、基本部分も含めて要介護レベルに定める限度を上限とする。	
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (634 単位) 要介護2 (599 単位) 要介護3 (566 単位) 要介護4 (232 単位) 要介護5 (200 単位)	×70 / 100				1日につき +10単位		1日につき +120単位					
一 退院・退所給付費加算 (イを算定する場合のみ算定)			1日につき 30単位を加算										
二 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算) (2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算) (3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)												
三 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 4単位を加算)												
四 サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(イ) (1日につき 18単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(ロ) (1日につき 12単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)												
五 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 82 / 100) (2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 60 / 100) (3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 33 / 100) (4) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + (3)の90 / 100) (5) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + (3)の80 / 100)				注 所定単位は、イから、までにより算定した単位数の合計								
限度額	要介護1 16,203単位 要介護2 19,140単位 要介護3 20,246単位 要介護4 22,192単位 要介護5 24,250単位												
短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれる。													

11 福祉用具貸与費

基本部分	注	注	注
	特別地域福祉用具貸与加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
車いす			
車いす付風呂			
特殊寝台			
特殊寝台付風呂			
床ずれ防止用具			
体位変換器			
福祉用具貸与費 別に規定した福祉用具貸与に準じた費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数			
手すり	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (箇々の用具ごとに貸与費の100 / 100を限度)	交通費に相当する額を2 / 3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (箇々の用具ごとに貸与費の2 / 3を限度)	交通費に相当する額を1 / 3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (箇々の用具ごとに貸与費の1 / 3を限度)
スロープ			
歩行器			
歩行補助杖			
認知症老人徘徊感知機器			
移動用リフト			
自動排泄処理装置			

..... : 「特別地域福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

要介護1の者については、車いす、車いす付風呂、特殊寝台、特殊寝台付風呂、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。自動排泄処理装置については要介護1から要介護3の者については算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1) 居宅介護支援費() 要介護1・2 (1,053単位) 要介護3・4・5 (1,368単位)	(2) 居宅介護支援費() ()	要介護1・2 (527単位)	(運営基準減算の場合) ×50/100 (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない)	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
			要介護3・4・5 (684単位)					
		(3) 居宅介護支援費() ()	要介護1・2 (316単位)					
			要介護3・4・5 (410単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)								
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算() (1月につき +500単位)							
	(2) 特定事業所加算() (1月につき +400単位)							
	(3) 特定事業所加算() (1月につき +300単位)							
	(4) 特定事業所加算() (1月につき +125単位)							
ニ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算() (1月につき +200単位)							
	(2) 入院時情報連携加算() (1月につき +100単位)							
ホ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算()イ (+450単位)							
	(2) 退院・退所加算()ロ (+600単位)							
	(3) 退院・退所加算()イ (+600単位)							
	(4) 退院・退所加算()ロ (+750単位)							
	(5) 退院・退所加算() (+900単位)							
ヘ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)								
ト 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)								
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)								
リ ターミナルケアマネジメント加算		死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合 (+400単位)						

居宅介護支援費()・()については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については()を、60件以上の部分については()を算定する。
 ハ(4)については、平成31年4月1日から算定できるものとする。

注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認められた場合、1月に1日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)		入所者に対して居宅における外泊を認め、施設が在宅サービスを管理した場合、1月に1日を限度として所定単位数に代えて1日につき113単位を算定	
注 ターミナルケア加算	(1) 死亡以前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合 療養型老健の場合	(1日につき 160単位を加算) (1日につき 160単位を加算)
	(2) 死亡以前2日又は3日	療養型老健以外の場合 療養型老健の場合	(1日につき 820単位を加算) (1日につき 850単位を加算)
		療養型老健以外の場合 療養型老健の場合	(1日につき 1,650単位を加算) (1日につき 1,700単位を加算)
(3) 死亡日	療養型老健以外の場合 療養型老健の場合	(1日につき 1,650単位を加算) (1日につき 1,700単位を加算)	
注 特別療養費			
注 療養体制維持特別加算		療養体制維持特別加算() (1日につき 27単位を加算)	
注 療養体制維持特別加算		療養体制維持特別加算() (1日につき 37単位を加算)	
八 初期加算		(1日につき 30単位を加算)	
一 一人の居宅介護支援加算()		入所者1人につき1回を限度として113単位を加算	
二 入所前後訪問指導加算()		在宅強化型の場合 (1回につき 450単位を加算) 在宅強化型以外の場合 (1回につき 450単位を加算)	
三 入所前後訪問指導加算()		在宅強化型の場合 (1回につき 400単位を加算) 在宅強化型以外の場合 (1回につき 400単位を加算)	
四 退所時等支援加算()	(1) 退所時等支援加算	退所的退所時指導加算	(400単位)
		退所時情報提供加算	(500単位)
五 訪問看護指示加算	(2) 訪問看護指示加算	退所前連携加算	(500単位)
		退所前連携加算	(500単位)
六 栄養マネジメント加算		(1日につき 14単位を加算)	
七 経口移行加算()		経口移行加算() (1日につき 20単位を加算)	
八 経口維持加算(1月につき)		(1) 経口維持加算() (400単位) (2) 経口維持加算() (400単位)	
九 口腔衛生管理体制加算()		(1月につき 30単位を加算)	
十 口腔衛生管理加算()		(1月につき 22単位を加算)	
十一 療養加算		(1回につき 20単位を加算(1日に1回を限度))	
十二 在宅復帰支援機能加算		(療養型老健に限)1日につき 10単位を加算	
十三 介護スタッフ処遇改善加算()		入所者1人につき1回を限度として113単位を加算	
十四 緊急時施設療養費	(1) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合	(1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)
		療養型老健の場合	(1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)
十五 所定疾患施設療養費()	(1) 所定疾患施設療養費()	(1月に1回7日を限度に、1日につき113単位を算定)	
		(2) 所定疾患施設療養費()	(1月に1回7日を限度に、1日につき113単位を算定)
十六 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 3単位を加算)	
		(2) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 4単位を加算)
十七 認知症行動・心理症状緊急対応加算	療養型老健以外の場合 療養型老健の場合	(入所後7日に限り) 1日につき200単位を加算	
		(入所後7日に限り) 1日につき200単位を加算	
十八 認知症情報提供加算		(1回当たり) 350単位を加算	
十九 地域連携診療計画情報提供加算()	在宅強化型の場合 在宅強化型以外の場合	(入所者1人につき)1回を限度として100単位を加算	
		(入所者1人につき)1回を限度として100単位を加算	
二十 介護マネジメント加算()		(1日につき 113単位を加算(1日に1回を限度))	
二十一 居宅介護支援加算()		(1月につき 113単位を加算)	
二十二 サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()イ (2) サービス提供体制強化加算()ロ (3) サービス提供体制強化加算() (4) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 18単位を加算)	
		(1日につき 12単位を加算)	
		(1日につき 6単位を加算)	
		(1日につき 6単位を加算)	
二十三 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算() (2) 介護職員処遇改善加算() (3) 介護職員処遇改善加算() (4) 介護職員処遇改善加算() (5) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位数 × 23 / 1000)	
		(1月につき + 所定単位数 × 23 / 1000)	
		(1月につき + 所定単位数 × 16 / 1000)	
		(1月につき + (3)の90 / 100)	
		(1月につき + (3)の80 / 100)	

PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。
イ(4)及びロ(4)を適用する場合には、ロ(3)を適用しない。

注 外泊時費用		入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的退院サービス費		入院患者に対して居宅における試行的退院を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき810単位を算定（(2)及び(4)の基本単位に限る。）	
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要となり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
(5) 初期加算	(1日につき 30単位)		
(6) 退院時指導等加算 (1.3)	(一) 退院時指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回又は2回)を限度に、460単位を算定	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 在宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回)を限度に、460単位を算定	
		c 退院時指導加算 (400単位)	
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	
		e 退院前連携加算 (500単位)	
(二) 訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として 300単位を算定)			
(7) 栄養マネジメント加算	(1日につき 14単位を加算)		
(8) 医薬費以上の加算 (1.3)	(1月につき 300単位を加算)	注 医薬費以外の加算を算定していない場合は、加算しない。	
(9) 経口移行加算 (1.3)	(1日につき 28単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。	
(10) 経口維持加算 (1.3)	(一) 経口維持加算 ()	(400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 注 経口維持加算()を算定していない場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算 ()	(100単位)	
(11) 口腔衛生管理体制加算 (1.3)	(1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合	
(12) 口腔衛生管理加算 (1.3)	(1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。	
(13) 療養加算	(1回につき 4単位を加算(1日に1回を限度))		
(14) 在宅復帰支援機能加算 (1.3)	(1日につき 10単位を加算)		
(15) 特定診療費 (1.3)			
(16) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 ()	(1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算 ()	(1日につき 4単位を加算)	
(17) 認知症行動・心理支援緊急対応加算	(入所後7日限り) 1日につき200単位を加算		
(18) 認知症支援加算 (1.3)	(1月につき 100単位を加算)		
(19) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(イ)	(1日につき 18単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(ロ)	(1日につき 12単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(ハ)	(1日につき 6単位を加算)	
	(四) サービス提供体制強化加算(ニ)	(1日につき 6単位を加算)	
(20) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位数 × 26 / 1000)	注 所定単位数は、(1)から(19)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位数 × 19 / 1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位数 × 10 / 1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + (三)の90 / 100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + (三)の80 / 100)	

医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。

夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

一定の条件を満たす入所者数の算定に当たっては、(3)を適用しない。

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分			注 入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	注 一定の要件を満たす入院患者の数が標準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束束止未実施加算	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 若年性認知症患者受入加算	
(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費 () 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所型介護療養施設サービス費 () <従来型個室>	要介護1 (623 単位) 要介護2 (672 単位) 要介護3 (720 単位) 要介護4 (768 単位) 要介護5 (817 単位)	× 95 / 100		-62単位 -67単位 -72単位 -77単位 -82単位			
		b 診療所型介護療養施設サービス費 () <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (650 単位) 要介護2 (702 単位) 要介護3 (752 単位) 要介護4 (802 単位) 要介護5 (853 単位)			-65単位 -70単位 -75単位 -80単位 -85単位			
		c 診療所型介護療養施設サービス費 () <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (641 単位) 要介護2 (691 単位) 要介護3 (741 単位) 要介護4 (790 単位) 要介護5 (840 単位)			-64単位 -69単位 -74単位 -79単位 -84単位			
		d 診療所型介護療養施設サービス費 () <多床室>	要介護1 (727 単位) 要介護2 (775 単位) 要介護3 (825 単位) 要介護4 (872 単位) 要介護5 (921 単位)			× 95 / 100			-72単位 -78単位 -83単位 -87単位 -92単位
		e 診療所型介護療養施設サービス費 () <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (759 単位) 要介護2 (810 単位) 要介護3 (861 単位) 要介護4 (911 単位) 要介護5 (962 単位)						-75単位 -81単位 -86単位 -91単位 -96単位
		f 診療所型介護療養施設サービス費 () <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (748 単位) 要介護2 (798 単位) 要介護3 (848 単位) 要介護4 (897 単位) 要介護5 (948 単位)						-74単位 -80単位 -85単位 -90単位 -95単位
	(二) 診療所型介護療養施設サービス費 () 看護・介護<3:1>	a 診療所型介護療養施設サービス費 () <従来型個室>	要介護1 (546 単位) 要介護2 (590 単位) 要介護3 (633 単位) 要介護4 (678 単位) 要介護5 (721 単位)	× 70 / 100	× 95 / 100		-54単位 -59単位 -63単位 -68単位 -72単位		
		b 診療所型介護療養施設サービス費 () <多床室>	要介護1 (652 単位) 要介護2 (695 単位) 要介護3 (739 単位) 要介護4 (782 単位) 要介護5 (826 単位)				-65単位 -70単位 -74単位 -78単位 -83単位		
		(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 () <ユニット型個室>				要介護1 (748 単位) 要介護2 (797 単位) 要介護3 (845 単位) 要介護4 (893 単位) 要介護5 (942 単位)	× 97 / 100	
			(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 () <療養機能強化型A> <ユニット型個室>			要介護1 (775 単位) 要介護2 (827 単位) 要介護3 (877 単位) 要介護4 (927 単位) 要介護5 (978 単位)	-78単位 -83単位 -88単位 -93単位 -98単位		
			(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 () <療養機能強化型B> <ユニット型個室>			要介護1 (766 単位) 要介護2 (816 単位) 要介護3 (866 単位) 要介護4 (915 単位) 要介護5 (965 単位)	-77単位 -82単位 -87単位 -92単位 -97単位		
			(四) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 () <ユニット型個室的多床室>			要介護1 (748 単位) 要介護2 (797 単位) 要介護3 (845 単位) 要介護4 (893 単位) 要介護5 (942 単位)	× 95 / 100		
(五) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 () <療養機能強化型A> <ユニット型個室的多床室>	要介護1 (775 単位) 要介護2 (827 単位) 要介護3 (877 単位) 要介護4 (927 単位) 要介護5 (978 単位)		-78単位 -83単位 -88単位 -93単位 -98単位						
(六) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 () <療養機能強化型B> <ユニット型個室的多床室>	要介護1 (766 単位) 要介護2 (816 単位) 要介護3 (866 単位) 要介護4 (915 単位) 要介護5 (965 単位)		-77単位 -82単位 -87単位 -92単位 -97単位						

注 外泊時費用		入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定	
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
(3) 初期加算	(1日につき 30単位を加算)		
(4) 退院時指導等加算 (1.1)	(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退院時指導加算 (400単位)	
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	
		e 退院前連携加算 (500単位)	
	(二) 訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)		
(5) 栄養マネジメント加算	(1日につき 14単位を加算)		
(6) 低栄養リスク改善加算 (1.1)	(1日につき 300単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算、経口維持加算を算定している場合は、算定しない。	
(7) 経口移行加算 (1.1)	(1日につき 20単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。	
(8) 経口維持加算(1月につき) (1.1)	(一) 経口維持加算() (400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 注 経口維持加算()を算定していない場合は、算定しない。	
	(二) 経口維持加算() (100単位)		
(9) 口腔衛生管理体制加算 (1.1)	(1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合	
(10) 口腔衛生管理加算 (1.1)	(1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。	
(11) 療養食加算	(1回につき 1単位を加算(1日に3回を限度))		
(12) 在宅復帰支援機能加算 (1.1)	(1日につき 10単位を加算)		
(13) 特定診療費 (1.1)			
(14) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算() (1日につき 3単位を加算)		
	(二) 認知症専門ケア加算() (1日につき 4単位を加算)		
(15) 認知症行動・心理症状緊急対応加算	(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)		
(16) 排せつ支援加算 (1.1)	(1月につき 100単位を加算)		
(17) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算()イ (1日につき 18単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算()ロ (1日につき 12単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算()ハ (1日につき 6単位を加算)		
	(四) サービス提供体制強化加算()ニ (1日につき 6単位を加算)		
(18) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(17)までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×19/1000)		
	(三) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×10/1000)		
	(四) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +(三)の90/100)		
	(五) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +(三)の80/100)		

一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には、(1)を適用しない。

八 老人性認知症医療費療養費を有する病院における介護療養施設サービス


基本部分		注	注	注	
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)	大学病院等 (一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費() 看護<3:1>介護<6:1> a 認知症疾患型介護療養施設サービス費() 要介護1 967(単位) 要介護2 1,031(単位) 要介護3 1,095(単位) 要介護4 1,159(単位) 要介護5 1,223(単位) 要介護1 1,012(単位) 要介護2 1,137(単位) 要介護3 1,200(単位) 要介護4 1,265(単位) 要介護5 1,328(単位)	又は 又は 又は 又は 又は	又は 又は 又は 又は 又は	又は 又は 又は 又は 又は	又は 又は 又は 又は 又は
	(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費() 看護<4:1>介護<4:1> a 認知症疾患型介護療養施設サービス費() 要介護1 912(単位) 要介護2 979(単位) 要介護3 1,047(単位) 要介護4 1,114(単位) 要介護5 1,180(単位) 要介護1 1,018(単位) 要介護2 1,085(単位) 要介護3 1,151(単位) 要介護4 1,220(単位) 要介護5 1,286(単位)				
	(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費() 看護<4:1.5>介護<5:1> a 認知症疾患型介護療養施設サービス費() 要介護1 884(単位) 要介護2 1,015(単位) 要介護3 1,080(単位) 要介護4 1,145(単位) 要介護5 1,210(単位) 要介護1 990(単位) 要介護2 1,055(単位) 要介護3 1,121(単位) 要介護4 1,186(単位) 要介護5 1,250(単位)				
	(四) 認知症疾患型介護療養施設サービス費() 看護<4:1>介護<6:1> a 認知症疾患型介護療養施設サービス費() 要介護1 933(単位) 要介護2 997(単位) 要介護3 1,061(単位) 要介護4 1,125(単位) 要介護5 1,189(単位) 要介護1 874(単位) 要介護2 1,039(単位) 要介護3 1,102(単位) 要介護4 1,167(単位) 要介護5 1,230(単位)				
	(五) 認知症疾患型介護療養施設サービス費() 経過措置型 a 認知症疾患型介護療養施設サービス費() 要介護1 874(単位) 要介護2 938(単位) 要介護3 1,002(単位) 要介護4 1,066(単位) 要介護5 1,130(単位) 要介護1 916(単位) 要介護2 979(単位) 要介護3 1,044(単位) 要介護4 1,108(単位) 要介護5 1,171(単位)				
	(一) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費() <従来型個室> 要介護1 717(単位) 要介護2 780(単位) 要介護3 845(単位) 要介護4 909(単位) 要介護5 973(単位)				
	(二) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費() <多床室> 要介護1 886(単位) 要介護2 950(単位) 要介護3 1,015(単位) 要介護4 1,078(単位) 要介護5 1,142(単位)				
	(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費() <ユニット型個室> 要介護1 1,093(単位) 要介護2 1,157(単位) 要介護3 1,221(単位) 要介護4 1,285(単位) 要介護5 1,349(単位)				
	(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費() <ユニット型個室> 要介護1 1,093(単位) 要介護2 1,157(単位) 要介護3 1,221(単位) 要介護4 1,285(単位) 要介護5 1,349(単位)				
	(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費() <ユニット型個室> 要介護1 1,038(単位) 要介護2 1,105(単位) 要介護3 1,173(単位) 要介護4 1,240(単位) 要介護5 1,306(単位)				
(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費() <ユニット型個室> 要介護1 1,038(単位) 要介護2 1,105(単位) 要介護3 1,173(単位) 要介護4 1,240(単位) 要介護5 1,306(単位)					
注 外泊時費用 注 他科受診時費用	入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき3.62単位を算定 入院患者に対して、専門的な診療が必要となり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき3.62単位を算定				
(4) 初期加算	(1日につき 30単位を加算)				
(5) 退院時指導等加算	(一) 退院時指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、4.60単位を算定) b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、4.60単位を算定) c 退院時指導加算 (4.00単位) d 退院時情報提供加算 (5.00単位) e 退院前連携加算 (5.00単位)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合		
	(二) 訪問看護指示加算	(入院患者1人につき1回を限度として3.00単位を算定)			
(6) 栄養マネジメント加算	(1日につき 14単位を加算)				
(7) 居室環境改善加算	(1日につき 3.00単位を加算)				
(8) 経口移行加算	(1日につき 2.8単位を加算)				
(9) 経口維持加算(1月につき)	(一) 経口維持加算()	(4.00単位)			
	(二) 経口維持加算()	(1.00単位)			
(10) 口腔衛生管理体制加算	(1月につき 3.0単位を加算)				
(11) 口腔衛生管理加算	(1月につき 3.0単位を加算)				
(12) 療養食加算	(1日につき 6単位を加算(1日に3回を限度))				
(13) 在宅復帰支援機能加算	(1日につき 1.0単位を加算)				
(14) 特定診療費					
(15) 掛せつ支援加算	(1月につき 1.0単位を加算)				
(16) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算()イ	(1日につき 1.8単位を加算)			
	(二) サービス提供体制強化加算()ロ	(1日につき 1.2単位を加算)			
	(三) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 6単位を加算)			
	(四) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 6単位を加算)			
(17) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×25/1000)			
	(二) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×19/1000)			
	(三) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×10/1000)			
	(四) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +(三)の90/100)			
	(五) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +(三)の80/100)			

一定の要件を満たす入院患者の数が標準に満たない場合には()を適用しない。

注_外泊時費用		入所者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注_試行的退所サービス費		入所者に対して居室における試行的退所を認めた場合、1月につき4日を限度として1日につき800単位を算定	
注_他科受診時費用		入所者に対して、専門的な診療が必要となり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
ト_初期加算	(1日につき、+30単位)		
チ_再入所時受療準備加算(1.2)	(入所者1人につき1回を限度として400単位を加算)	注 空費でマネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。	
リ_退所時指導費加算(1.2)	(一)退所時指導加算	注 a_退所前訪問指導加算 (入所者1回又は2回)を限度に、460単位を算定	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居室介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b_退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	
		c_退所時指導加算 (400単位)	
		d_退所時療養指導加算 (500単位)	
		e_退所前準備加算 (500単位)	
(二)訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として、300単位を算定)			
テ_空費マネジメント加算	(1日につき、14単位を加算)		
ト_併設サービス改善加算(1.2)	(1月につき、300単位を加算)	注 空費マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算、経口維持加算を算定していない場合は、算定しない。	
ツ_経口移行加算(1.2)	(1日につき、20単位を加算)	注 空費マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。	
チ_経口維持加算(1.2)	(一)経口維持加算(1)	(400単位)	注 空費マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 経口維持加算(1)を算定していない場合は、算定しない。
	(二)経口維持加算(1)	(100単位)	
カ_口腔衛生管理体制加算(1.2)	(1月につき、30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合	
キ_口腔衛生管理加算(1.2)	(1月につき、30単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。	
ク_療養加算	(1回につき、6単位を加算(1日に3回を限度))		
ク_在宅復帰支援機能加算(1.2)	(1日につき、10単位を加算)		
ク_特別診療費(1.2)			
ク_緊急時施設診療費	ア_緊急時治療管理	(1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)	
	イ_特定治療		
ネ_認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(1)	(1日につき、3単位を加算)	
	(二)認知症専門ケア加算(1)	(1日につき、4単位を加算)	
ネ_認知症行動・心理症状緊急対応加算	(入所後7日に限り、1日につき300単位を加算)		
ロ_重度認知症疾患療養体制加算	(一)重度認知症疾患療養体制加算(1)	要介護1・2(1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5(1日につき40単位を加算)	
	(二)重度認知症疾患療養体制加算(1)	要介護1・2(1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5(1日につき100単位を加算)	
ル_終行定着支援加算(1.2)	(1日につき33単位を加算)		
ル_居せつ支援加算(1.2)	(1月につき、100単位を加算)		
リ_サービス提供体制強化加算	(一)サービス提供体制強化加算(1)イ	(1)サービス提供体制強化加算(1)イ	(1日につき、18単位を加算)
		(2)サービス提供体制強化加算(1)ロ	(1日につき、12単位を加算)
		(3)サービス提供体制強化加算(1)ハ	(1日につき、6単位を加算)
		(4)サービス提供体制強化加算(1)ニ	(1日につき、6単位を加算)
リ_介護職員処遇改善加算	(一)介護職員処遇改善加算(1)	(1月につき、所定単位数×2.6/100.0)	注 所定単位数は、イからキまでにより算定した単位数の合計
	(二)介護職員処遇改善加算(1)	(1月につき、所定単位数×1.9/100.0)	
	(三)介護職員処遇改善加算(1)	(1月につき、所定単位数×1.0/100.0)	
	(四)介護職員処遇改善加算(1)	(1月につき、(三)の30/100)	
	(五)介護職員処遇改善加算(1)	(1月につき、(三)の80/100)	
夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。 八及び九を適用する場合には、(2)を適用しない。			

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

:平成30年4月改定箇所

指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ホ **介護医療院における介護予防短期入所療養介護費**
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分	注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 8.45単位)	$\times 95 / 100$	$\times 70 / 100$	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 $\times 33 / 100$ 事業所と同一建物の利用者の利用者20人以上にサービスを行う場合 $\times 33 / 100$	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
ロ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()イ (1回につき + 3.6単位) (2) サービス提供体制強化加算()ロ (1回につき + 2.4単位)					
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 $\times 58 / 100$) (2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 $\times 42 / 100$) (3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 $\times 23 / 100$) (4) 介護職員処遇改善加算() (1月につき (3)の90 / 100) (5) 介護職員処遇改善加算() (1月につき (3)の80 / 100)		注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計			

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+ 単位 所定単位数 + 単位
 - 単位 所定単位数 - 単位
 $\times / 100$ 所定単位数 $\times / 100$
 + / 100 所定単位数 + 所定単位数 $\times / 100$

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (100)単位	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +224単位 30分以上の場合 +402単位	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算()
	(2) 30分未満 (144)単位										
	(3) 30分以上1時間未満 (180)単位										
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (198)単位										
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 1日に2回を超えて実施する場合は30/100 (72)単位										
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (25)単位	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +224単位 30分以上の場合 +402単位	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算()	
	(2) 30分未満 (37)単位										
	(3) 30分以上1時間未満 (54)単位										
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (81)単位										
ハ 初回加算 (1月につき +300単位)											
ニ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)											
ホ 看護体制強化加算 (1月につき +300単位)											
ヘ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)											

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算、及び」サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリテーションプログラムソフトの加算
	介護老人保健施設の場合						
	介護医療院の場合						
1回につき 200単位							
1日につき +200単位							
1回につき +200単位							
1回につき +200単位							
1回につき +6単位							

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域の介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、及び」サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

4 介護予防在宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注							
イ 医師が行う場合 (月1回を限度)	(1) 介護予防在宅療養管理指導費() (1)以外	(一) 同一建物居住者1人に対して行う場合 (502単位)									
		(二) 同一建物居住者1人以上3人以下に対して行う場合 (450単位)									
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (442単位)										
(2) 介護予防在宅療養管理指導費() 在宅科医学総合管理科又は特定施設入居指導学術総合管理科を算定する場合	(一) 同一建物居住者1人に対して行う場合 (268単位)										
	(二) 同一建物居住者1人以上3人以下に対して行う場合 (268単位)										
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (260単位)										
ロ 歯科医師が行う場合 (月1回を限度)	(1) 同一建物居住者1人に対して行う場合 (502単位)										
	(2) 同一建物居住者1人以上3人以下に対して行う場合 (450単位)										
	(3) (一)及び(二)以外の場合 (442単位)										
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月1回を限度)							(一) 同一建物居住者1人に対して行う場合 (502単位)	+100単位	+15/100	+5/100
								(二) 同一建物居住者1人以上3人以下に対して行う場合 (414単位)			
								(三) (一)及び(二)以外の場合 (378単位)			
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)		(一) 同一建物居住者1人に対して行う場合 (502単位)								
			(二) 同一建物居住者1人以上3人以下に対して行う場合 (328単位)								
			(三) (一)及び(二)以外の場合 (344単位)								
ニ 理学療法士が行う場合 (月1回を限度)	(1) 同一建物居住者1人に対して行う場合 (632単位)										
	(2) 同一建物居住者1人以上3人以下に対して行う場合 (480単位)										
	(3) (一)及び(二)以外の場合 (442単位)										
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 同一建物居住者1人に対して行う場合 (355単位)										
	(2) 同一建物居住者1人以上3人以下に対して行う場合 (325単位)										
	(3) (一)及び(二)以外の場合 (295単位)										
ヘ 保健師、看護師が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (402単位)							注 保健師が行う場合 ×90/100			
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (362単位)										

ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。
ヘ(1)(2)については、平成30年4月1日から平成30年3月30日までの間、算定できるものとす。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注			
			利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	リハビリテーション・リハビリテーション・リハビリテーション	生活行為向上リハビリテーション実施加算	生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算()	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合
イ 介護予防通所リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	要支援1	×70 / 100	×70 / 100	+5 / 100	1月につき +330単位	利用開始日の属する月から3月以内 1月につき +900単位	減算対象月 から 6月以内 ×85 / 100	1月につき +240単位	-376単位
		要支援2								-752単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1								-376単位
		要支援2								-752単位
	介護医療院の場合	要支援1								-376単位
		要支援2								-752単位
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)										
ハ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)										
ニ 栄養スクリーニング加算 (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))										
ホ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)										
ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算()	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)								
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)								
ト 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)	(2) 選択的サービス複数実施加算()	栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)								
		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)								
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()	要支援1 (1月につき 72単位を加算)								
		要支援2 (1月につき 144単位を加算)								
	(2) サービス提供体制強化加算()	要支援1 (1月につき 48単位を加算)								
		要支援2 (1月につき 96単位を加算)								
	(3) サービス提供体制強化加算()	要支援1 (1月につき 24単位を加算)								
		要支援2 (1月につき 48単位を加算)								
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 47 / 100.0)	注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計							
	(2) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 34 / 100.0)								
	(3) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 19 / 100.0)								
	(4) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + (3)の90 / 100)								
	(5) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + (3)の80 / 100)								

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

「生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算」については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」と対をなす評価であるため、告示の順に表記。ただし、算定構造上では、「医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合」と「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」の間に注があるものとなり単位数を算定する。

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分		注			注	注	注	注	注	注	注	注	
		夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	利用者の数及 び入所者の数 の合計数が入 所定員を超え る場合	介護・看護職 員の員数が減 率に満たない 場合 又は 注	常勤のユニッ ト毎に配置 していない等ユ ニットのケアに おける体制が未 整備である場合	注	注	注	注	注	注	注	
イ 介護予防 短期入所生活 介護費 (1日につき)	(1) 単独型 介護予防短期 入所生活 介護費	(一) 単独型介護予防短期入所 生活介護費 <従来型個室>	要支援1 (466 単位)										
		(二) 単独型介護予防短期入所 生活介護費 <多床室>	要支援2 (577 単位)										
	(2) 併設型 介護予防短期 入所生活 介護費	(一) 併設型介護予防短期入所 生活介護費 <従来型個室>	要支援1 (457 単位)										
		(二) 併設型介護予防短期入所 生活介護費 <多床室>	要支援2 (568 単位)										
ロ ユニット型 介護予防 短期入所生活 介護費 (1日につき)	(1) 単独型 ユニット型 介護予防短期 入所生活 介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防 短期入所生活介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (543 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100							
		(二) 併設型ユニット型介護予防 短期入所生活介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援2 (660 単位)										
	(2) 併設型 ユニット型 介護予防短期 入所生活 介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防 短期入所生活介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (512 単位)										
		(二) 併設型ユニット型介護予防 短期入所生活介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援2 (636 単位)										
ハ 療養費加算		(1日につき 2単位を加算、1日に2回を限度)											
ニ 認知症専門ケア加算		(1) 認知症専門ケア加算 ()											
		(1日につき 3単位を加算)											
		(2) 認知症専門ケア加算 ()											
		(1日につき 4単位を加算)											
ホ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算 ()イ (1日につき 18単位を加算)											
		(2) サービス提供体制強化加算 ()ロ (1日につき 12単位を加算)											
		(3) サービス提供体制強化加算 ()ハ (1日につき 6単位を加算)											
		(4) サービス提供体制強化加算 ()ニ (1日につき 6単位を加算)											
ヘ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 83 / 1000)											
		(2) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 60 / 1000)											
		(3) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 33 / 1000)											
		(4) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + (3)の90 / 100)											
		(5) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + (3)の80 / 100)											
		注 所定単位は、イから5までにより算定した単位数の 合計											

「サービス提供体制強化加算、及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

八 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注		
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食室を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費 () 看護<6:1>介護<6:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要支援1 (507 単位) 要支援2 (637 単位)	× 70 / 100	診療所設備基準減算 - 60 単位	- 25 単位	1日につき + 200 単位 (7日間を限度)	1日につき + 120 単位	片道につき + 184 単位		
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (534 単位) 要支援2 (664 単位)								
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (525 単位) 要支援2 (655 単位)								
		d 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <多居室>	要支援1 (564 単位) 要支援2 (715 単位)								
		e 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A> <多居室>	要支援1 (596 単位) 要支援2 (747 単位)								
		f 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B> <多居室>	要支援1 (585 単位) 要支援2 (736 単位)								
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費 () 看護・介護<3:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要支援1 (451 単位) 要支援2 (563 単位)								
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <多居室>	要支援1 (514 単位) 要支援2 (649 単位)								
		(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <ユニット型個室>	要支援1 (589 単位) 要支援2 (742 単位)							× 97 / 100	
		(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要支援1 (616 単位) 要支援2 (769 単位)								
		(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要支援1 (607 単位) 要支援2 (760 単位)								
		(四) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多居室>	要支援1 (589 単位) 要支援2 (742 単位)								
(五) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多居室>	要支援1 (616 単位) 要支援2 (769 単位)										
(六) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多居室>	要支援1 (607 単位) 要支援2 (760 単位)										
(3) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))											
(4) 認知症専門ケア加算											
(一) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 3単位を加算)											
(二) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 4単位を加算)											
(5) 特定診療費											
(6) サービス提供体制強化加算											
(一) サービス提供体制強化加算 ()イ (1日につき 18単位を加算)											
(二) サービス提供体制強化加算 ()ロ (1日につき 12単位を加算)											
(三) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 6単位を加算)											
(四) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 6単位を加算)											
(7) 介護職員処遇改善加算											
(一) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 26 / 1000)				注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計							
(二) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 19 / 1000)											
(三) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 10 / 1000)											
(四) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + (三)の90 / 100)											
(五) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + (三)の80 / 100)											

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注					注	注	
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のコンニクターガーをユニット毎に配置していない等ユニットにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() 看護<3:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <従来型個室>	要支援1 (813 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100	- 12 単位	× 90 / 100		片道につき + 184 単位	
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <多床室>	要支援1 (919 単位) 要支援2 (1,074 単位)							
		(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() 看護<4:1> 介護<4:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <従来型個室>	要支援1 (750 単位) 要支援2 (919 単位)							
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <多床室>	要支援1 (808 単位) 要支援2 (998 単位)							
		(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() 看護<4:1> 介護<5:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <従来型個室>	要支援1 (728 単位) 要支援2 (892 単位)							
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <多床室>	要支援1 (786 単位) 要支援2 (971 単位)							
	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() 看護<4:1> 介護<6:1>		a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <従来型個室>	要支援1 (716 単位) 要支援2 (876 単位)							
	一般病院	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() 看護<4:1> 介護<6:1>	b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <多床室>	要支援1 (773 単位) 要支援2 (955 単位)							
			(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() 経過措置型	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <従来型個室>	要支援1 (656 単位) 要支援2 (817 単位)						
		(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() 経過措置型	b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <多床室>	要支援1 (763 単位) 要支援2 (918 単位)							
			(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費() <従来型個室>	要支援1 (564 単位) 要支援2 (725 単位)						
			(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費() <多床室>	要支援1 (622 単位) 要支援2 (804 単位)							
	(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費()	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <ユニット型個室>	要支援1 (939 単位) 要支援2 (1,095 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100	- 12 単位			× 90 / 100
				b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (939 単位) 要支援2 (1,095 単位)						
			一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費()	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <ユニット型個室>						
b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <ユニット型個室の多床室>		要支援1 (832 単位) 要支援2 (1,024 単位)									
(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))		(5) 特定診療費		(6) サービス提供体制強化加算	(7) 介護職員処遇改善加算						
(一) サービス提供体制強化加算(イ) (1日につき 18単位を加算)		(二) サービス提供体制強化加算(ロ) (1日につき 12単位を加算)	(三) サービス提供体制強化加算(ハ) (1日につき 6単位を加算)	(四) サービス提供体制強化加算(ニ) (1日につき 6単位を加算)							
(一) 介護職員処遇改善加算(イ) (1月につき + 所定単位 × 26 / 1000)	(二) 介護職員処遇改善加算(ロ) (1月につき + 所定単位 × 19 / 1000)	(三) 介護職員処遇改善加算(ハ) (1月につき + 所定単位 × 10 / 1000)	(四) 介護職員処遇改善加算(ニ) (1月につき + (三)の90 / 100)	(五) 介護職員処遇改善加算(ホ) (1月につき + (三)の80 / 100)							
注				注					注		
				所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計							

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
基本部分	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護職員の員数が基準に満たない場合	身体拘束防止未定換算費	生活機能向上活動加算	個別機能訓練加算	認知症認知症入居者受入加算	医療機関連携加算	口腔衛生管理体制加算	改善スクリーン付加算	障害者等支援加算	委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (180 単位) 要支援2 (300 単位)	×70 / 100	-18単位 -31単位	1日につき +200単位 ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき +100単位	1日につき +12単位	1日につき +20単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1日につき +5単位 1月につき1回を上限		
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 55単位)		×70 / 100								1日につき +20単位	・指定訪問介護 ・1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1,051単位 ・1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 2,102単位 ・1週に3回を超える訪問介護が必要とされた者 要支援1である者に限り、3,334単位 ・指定通所介護 ・要支援1 1,452単位 ・要支援2 3,039単位 介護予防訪問系及び介護予防通所系サービスの各サービスの基本部分の報酬単位の 90 / 100 (介護予防通所リハビリテーションの選択的サービス(運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能) 介護予防福祉用具貸与と介護予防の福祉用具貸与と同様 ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度基準額を限度とする。 訪問介護サービスについては、指定訪問介護によるもの、総合事業(指定第一号通所事業)によるもの、がある。 通所介護サービスについては、「指定通所介護」によるもの、総合事業(指定第一号通所事業)によるもの、がある。
ハ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 4単位を加算)										
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 () イ (1日につき 18単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算 () ロ (1日につき 12単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 6単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 6単位を加算)										
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×82 / 100) (2) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×60 / 100) (3) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×33 / 100) (4) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +(3)の90 / 100) (5) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +(3)の80 / 100)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計									
限度額	要支援1 5,003単位 要支援2 10,473単位										

9 介護予防福祉用具貸与費

基本部分	注	注	注
基本部分	特別地域介護予防福祉用具貸与加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 特殊変換器具 体位変換器 手すり スロープ 歩行器 歩行補助具 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排泄処理装置	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 ：(前々の用具ごとに貸与費の100 / 100を限度)	交通費に相当する額の2 / 3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 ：(前々の用具ごとに貸与費の2 / 3を限度)	交通費に相当する額の1 / 2に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 ：(前々の用具ごとに貸与費の1 / 2を限度)

：「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、戻すれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)


指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分	
イ 介護予防支援費(1月につき)	(430単位)
ロ 初回加算	(+ 300単位)
ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	(+ 300単位)

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

:平成30年4月改定箇所

指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2 - 2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注									
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 () (1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (5,666 単位)	- 62単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算								
		要介護2 (10,114 単位)	- 111単位															
		要介護3 (16,793 単位)	- 184単位															
		要介護4 (21,242 単位)	- 233単位															
		要介護5 (25,690 単位)	- 281単位															
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (8,267 単位)	- 91単位								× 98 / 100	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき + 600単位	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	1月につき + 315単位	1月につき + 500単位 又は () の場合 + 250単位	死亡日及び死亡日以前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 + 2,000単位
		要介護2 (12,915 単位)	- 141単位															
		要介護3 (19,714 単位)	- 216単位															
		要介護4 (24,302 単位)	- 266単位															
		要介護5 (29,441 単位)	- 322単位															
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 () (1月につき)	要介護1 (5,666 単位)	- 62単位																
	要介護2 (10,114 単位)	- 111単位																
	要介護3 (16,793 単位)	- 184単位																
	要介護4 (21,242 単位)	- 233単位																
	要介護5 (25,690 単位)	- 281単位																
ハ 初期加算 (1日につき + 30単位)																		
ニ 退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (1回につき + 600単位)																		
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 1,000単位を加算)																		
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 () (1月につき + 100単位)																	
	(2) 生活機能向上連携加算 () (1月につき + 200単位)																	
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 () イ (1月につき + 640単位)																	
	(2) サービス提供体制強化加算 () ロ (1月につき + 500単位)																	
	(3) サービス提供体制強化加算 () (1月につき + 350単位)																	
	(4) サービス提供体制強化加算 () (1月につき + 350単位)																	
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 137 / 1000)		注 所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計															
	(2) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 100 / 1000)																	
	(3) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 55 / 1000)																	
	(4) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + (3)の90 / 100)																	
	(5) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + (3)の80 / 100)																	

注：「事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合」、「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+ 単位 所定単位数 + 単位
 × / 100 所定単位数 × / 100
 + / 100 所定単位数 + 所定単位数 × / 100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合
イ 夜間対応型訪問介護費()	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,009 単位)	1月につき 610 単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 × 90 / 100
	定期巡回サービス費 (1回につき 378 単位)		
	随時訪問サービス費() (1回につき 576 単位)		
	随時訪問サービス費() (1回につき 775 単位)		
ロ 夜間対応型訪問介護費() (1月につき 2,742 単位)			事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 × 85 / 100
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()イ (1回につき 18 単位を加算)		
	(2) サービス提供体制強化加算()ロ (1回につき 12 単位を加算)		
	(3) サービス提供体制強化加算()イ (1月につき 126 単位を加算)		
	(4) サービス提供体制強化加算()ロ (1月につき 84 単位を加算)		
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 137 / 1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の 合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 100 / 1000)		
	(3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 55 / 1000)		
	(4) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + (3)の90 / 100)		
	(5) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + (3)の80 / 100)		
注 : 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目			

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注		注	注
			登録者数が登録定員を超える場合	又 は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (10,320 単位)	× 70 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	+ 5 / 100
		要介護2 (15,167 単位)				
		要介護3 (22,062 単位)				
		要介護4 (24,350 単位)				
		要介護5 (26,849 単位)				
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (9,298 単位)				
		要介護2 (13,665 単位)				
		要介護3 (19,878 単位)				
		要介護4 (21,939 単位)				
		要介護5 (24,191 単位)				
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 (565 単位)					
	要介護2 (632 単位)					
	要介護3 (700 単位)					
	要介護4 (767 単位)					
	要介護5 (832 単位)					
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)			
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算 ()	(1月につき 800単位を加算)				
	(2) 認知症加算 ()	(1月につき 500単位を加算)				
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 800単位を加算)			
△ 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算 ()	(1月につき 900単位を加算)				
	(2) 看護職員配置加算 ()	(1月につき 700単位を加算)				
	(3) 看護職員配置加算 ()	(1月につき 480単位を加算)				
ト 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 64単位を加算)			
チ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)			
リ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)			
ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 ()	(1月につき +100単位)				
	(2) 生活機能向上連携加算 ()	(1月につき +200単位)				
ル 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))			
ゾ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合					
	(一) サービス提供体制強化加算()イ	(1月につき 640単位を加算)				
	(二) サービス提供体制強化加算()ロ	(1月につき 500単位を加算)				
	(三) サービス提供体制強化加算()ハ	(1月につき 350単位を加算)				
	(四) サービス提供体制強化加算()ニ	(1月につき 350単位を加算)				
	(2) ロを算定している場合					
	(一) サービス提供体制強化加算()イ	(1日につき 21単位を加算)				
	(二) サービス提供体制強化加算()ロ	(1日につき 16単位を加算)				
(三) サービス提供体制強化加算()ハ	(1日につき 12単位を加算)					
(四) サービス提供体制強化加算()ニ	(1日につき 12単位を加算)					
ジ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×1.02/100.0)				
	(2) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×74/100.0)				
	(3) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×41/100.0)				
	(4) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +(3)の90/100)				
	(5) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +(3)の80/100)				

注
所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注					
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費()	要介護1 (759 単位)	× 97 / 100	利用者の数が利用定員を超える場合	又は	介護従業者の員数が基準に満たない場合	身体拘束座 止未実施減 算	夜間支援体 制加算()	夜間支援体 制加算()	認知症行動・ 心理症状緊 急対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算		
		要介護2 (795 単位)										1日につき + 50 単位	
		要介護3 (818 単位)											1日につき + 2.5 単位
		要介護4 (835 単位)											
		要介護5 (852 単位)											
	要介護1 (747 単位)												
	(2) 認知症対応型共同生活介護費()	要介護2 (782 単位)										1日につき + 50 単位	
		要介護3 (806 単位)											
		要介護4 (822 単位)											
		要介護5 (838 単位)											
要介護1 (787 単位)													
ロ 短期利用認知症対応型 共同生活介護費 (1日につき)	(1) 短期利用認知症対応型共同生活 介護費()	要介護2 (823 単位)	× 70 / 100	利用者が病院又は診療所への入館を要した場合	又は	介護従業者の員数が基準に満たない場合	身体拘束座 止未実施減 算	夜間支援体 制加算()	夜間支援体 制加算()	認知症行動・ 心理症状緊 急対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算		
		要介護3 (847 単位)										1日につき + 2.5 単位	
		要介護4 (863 単位)											
		要介護5 (880 単位)											
		要介護1 (775 単位)											
	要介護2 (811 単位)												
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活 介護費()	要介護3 (835 単位)										1日につき + 2.5 単位	
		要介護4 (851 単位)											
		要介護5 (867 単位)											
		要介護1 (787 単位)											
要介護2 (823 単位)													
注 入館時費用			利用者が病院又は診療所への入館を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定										
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)												
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)												
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)												
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)										
ニ 医療連携体制加算	1. 医療連携体制加算() (1日につき 39単位を加算)												
	2. 医療連携体制加算() (1日につき 49単位を加算)												
	3. 医療連携体制加算() (1日につき 59単位を加算)												
ホ 退館時相談援助加算 (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))													
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算() (1日につき 3単位を加算)												
	(2) 認知症専門ケア加算() (1日につき 4単位を加算)												
ト 生活機能向上連携加算 (1月につき 200単位を加算)													
チ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)										
リ 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))										
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()イ (1日につき 18単位を加算)												
	(2) サービス提供体制強化加算()ロ (1日につき 12単位を加算)												
	(3) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)												
	(4) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)												
ヒ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 111 / 1000)												
	(2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 81 / 1000)												
	(3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 45 / 1000)												
	(4) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + (3)の90 / 100)												
	(5) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + (3)の80 / 100)												
注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計													

短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	身体拘束停止未実施加算	人間関係支援加算	生活機能向上連携加算	個別機能訓練加算	夜間看護体制加算	延年性認知症入居者受入加算	医療機関連携加算	口腔衛生管理体制加算	安寝スクリーニング加算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (534 単位)	×70/100	-53単位		1日につき +200単位	1日につき +12単位	1日につき +10単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1日につき +30単位	1回につき +5単位 (1月に1回を限度)
	要介護2 (559 単位)		-60単位		1日につき +36単位						
	要介護3 (668 単位)		-67単位								
	要介護4 (732 単位)		-73単位								
	要介護5 (800 単位)		-80単位								
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (534 単位)	×70/100						1日につき +10単位	1日につき +120単位		
	要介護2 (559 単位)										
	要介護3 (668 単位)										
	要介護4 (732 単位)										
	要介護5 (800 単位)										
ハ 退院・退所時運搬加算(イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)									
ニ 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)										
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)										
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)										
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算() (1日につき 3単位を加算)										
	(2) 認知症専門ケア加算() (1日につき 4単位を加算)										
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(イ) (1日につき 18単位を加算)										
	(2) サービス提供体制強化加算(ロ) (1日につき 12単位を加算)										
	(3) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)										
	(4) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)										
エ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×82/1000)	注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×60/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×33/1000)										
	(4) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +(3)の90/100)										
	(5) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +(3)の80/100)										

短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

8 複合型サービス費

基本部分			注	注	注	注	注	注		
			登録者数が登録定員を超える場合又は従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	サテライト体制未整備減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1日につき)	
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (12,341 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×97/100	+3/100	-925 単位	-925 単位	-30 単位
		要介護2 (17,268 単位)						-925 単位	-925 単位	-30 単位
		要介護3 (24,274 単位)						-925 単位	-925 単位	-30 単位
		要介護4 (27,531 単位)						-1,850 単位	-1,850 単位	-60 単位
		要介護5 (31,141 単位)						-2,914 単位	-2,914 単位	-95 単位
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (11,119 単位)						-925 単位	-925 単位	-30 単位
		要介護2 (15,558 単位)						-925 単位	-925 単位	-30 単位
		要介護3 (21,871 単位)						-925 単位	-925 単位	-30 単位
		要介護4 (24,805 単位)						-1,850 単位	-1,850 単位	-60 単位
		要介護5 (28,058 単位)						-2,914 単位	-2,914 単位	-95 単位
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 (565 単位)									
	要介護2 (632 単位)									
	要介護3 (700 単位)									
	要介護4 (767 単位)									
	要介護5 (832 単位)									

ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30 単位を加算)

ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)
 (1) 認知症加算() (1月につき 800 単位を加算)
 (2) 認知症加算() (1月につき 500 単位を加算)

ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 800 単位を加算)

ヘ 夜間入カレニング加算 (イを算定する場合のみ算定) (1回につき 5 単位を加算(6月に1回を限度))

ト 退院時共同指導加算 (イを算定する場合のみ算定) (1回につき 600 単位を加算)

チ 緊急時訪問看護加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 574 単位を加算)

リ 特別管理加算 (イを算定する場合のみ算定)
 (1) 特別管理加算() (1月につき 500 単位を加算)
 (2) 特別管理加算() (1月につき 250 単位を加算)

ヌ ターミナルケア加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 2,000 単位を加算)

注 死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

ヒ 看護体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)
 (一) 看護体制強化加算(イ) (1月につき 3,000 単位を加算)
 (二) 看護体制強化加算(ロ) (1月につき 2,500 単位を加算)

フ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000 単位を加算)

ク 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000 単位を加算)

ケ サービス提供体制強化加算
 (1) イを算定している場合
 (一) サービス提供体制強化加算(イ) (1月につき 640 単位を加算)
 (二) サービス提供体制強化加算(ロ) (1月につき 500 単位を加算)
 (三) サービス提供体制強化加算(ハ) (1月につき 350 単位を加算)
 (四) サービス提供体制強化加算(ニ) (1月につき 350 単位を加算)
 (2) ロを算定している場合
 (一) サービス提供体制強化加算(イ) (1日につき 21 単位を加算)
 (二) サービス提供体制強化加算(ロ) (1日につき 16 単位を加算)
 (三) サービス提供体制強化加算(ハ) (1日につき 12 単位を加算)
 (四) サービス提供体制強化加算(ニ) (1日につき 12 単位を加算)

コ 介護職員処遇改善加算
 (1) 介護職員処遇改善加算(イ) (1月につき + 所定単位 × 1.02 / 1.000)
 (2) 介護職員処遇改善加算(ロ) (1月につき + 所定単位 × 7.4 / 1.000)
 (3) 介護職員処遇改善加算(ハ) (1月につき + 所定単位 × 4.1 / 1.000)
 (4) 介護職員処遇改善加算(ニ) (1月につき + (3) × 9.0 / 1.000)
 (5) 介護職員処遇改善加算(ホ) (1月につき + (3) × 8.0 / 1.000)

注 所定単位は、イからホまでに算定した単位数の合計

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注
		登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要支援1 (3,403 単位)	× 70 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100
		要支援2 (6,877 単位)			
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,066 単位)	× 70 / 100	× 70 / 100	+ 5 / 100
		要支援2 (6,196 単位)			
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (419 単位)			
		要支援2 (524 単位)			
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算)			
ニ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		1月につき 450単位を加算)			
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		1月につき 1,000単位を加算)			
ヘ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算()イ	1月につき +100単位)			
	(2)生活機能向上連携加算()ロ	1月につき +200単位)			
ト 定評スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)		1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度)			
チ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合				
	(二) サービス提供体制強化加算()イ	(1月につき 640単位を加算)			
	(三) サービス提供体制強化加算()ロ	(1月につき 500単位を加算)			
	(四) サービス提供体制強化加算()イ	(1月につき 350単位を加算)			
	(四) サービス提供体制強化加算()ロ	(1月につき 350単位を加算)			
	(2) ロを算定している場合				
	(一) サービス提供体制強化加算()イ	(1日につき 21単位を加算)			
	(二) サービス提供体制強化加算()ロ	(1日につき 16単位を加算)			
(三) サービス提供体制強化加算()イ	(1日につき 12単位を加算)				
(四) サービス提供体制強化加算()ロ	(1日につき 12単位を加算)				
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算()イ	(1月につき +所定単位×102/1000)		注 所定単位は、イからままでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算()ロ	(1月につき +所定単位×74/1000)			
	(3) 介護職員処遇改善加算()イ	(1月につき +所定単位×41/1000)			
	(4) 介護職員処遇改善加算()ロ	(1月につき +(3)の90/100)			
	(5) 介護職員処遇改善加算()イ	(1月につき +(3)の80/100)			

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注		注	注		注	注
			夜勤を行う職員 の勤務条件基 準を満たさない 場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合	介護従業者の 員数が基準に 満たない場合	身体拘束等 防止策実施減 額	夜間支援体 制加算()	夜間支援体 制加算()	認知症行 動・心理症 状緊急対応 加算	若年性認知 症利用者受 入加算
イ 介護予防認知症対応型共同 生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生 活介護費()	要支援2 (755 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	- 7.6 単位	1日につき + 5.0 単位			
	(2) 介護予防認知症対応型共同生 活介護費()	要支援2 (743 単位)				- 7.4 単位		1日につき + 2.5 単位		
ロ 介護予防短期利用認知症 対応型共同生活介護費	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生 活介護費()	要支援2 (783 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100		1日につき + 5.0 単位		1日につき + 2.5 単位	1日につき + 2.0 単位 (7日間を 限度)
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生 活介護費()	要支援2 (771 単位)					1日につき + 2.5 単位			
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき2.6単位を算定							
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 3.0単位を加算)							
ニ 退居時相談援助加算			(4.0単位を加算(利用者1人につき1回を限度))							
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 3単位を加算)								
	(2) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 4単位を加算)								
ヘ 生活機能向上連携加算			(1月につき 2.0単位を加算)							
ト 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 3.0単位を加算)							
チ 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))							
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()イ	(1日につき 18単位を加算)								
	(2) サービス提供体制強化加算()ロ	(1日につき 12単位を加算)								
	(3) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 6単位を加算)								
	(4) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 6単位を加算)								
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 1.11 / 100.0)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計							
	(2) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 8.1 / 100.0)								
	(3) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 4.5 / 100.0)								
	(4) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + (3)の90 / 100)								
	(5) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + (3)の80 / 100)								

介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。